

2002年12月

# 地域司法計画 (第1次)

三重弁護士会

はじめにー地域司法計画の策定にあたって	1
1 身近な司法	1
2 司法は市民のニーズに responding か	1
3 司法制度改革の目的	2
4 司法制度改革は地方から	3
第1 三重における司法の現状	4
1 地域の特徴	4
2 裁判所の現状	4
(1) 裁判所の配置	4
(2) 裁判官の配置	4
(3) 事件数の推移	5
(4) 裁判官数の推移	5
3 弁護士の状況	5
第2 三重における司法の問題点	6
1 問題点検証の視点	6
2 現在の裁判の問題点	6
(1) 裁判官評価アンケート結果から	6
(2) その他の指摘される問題点	7
3 倒産事件の激増への対応問題	8
(1) 急激な倒産の増加	8
(2) 急激な破産事件数の増加	8
4 家事審判調停事件の問題点	9
(1) 調停事件・審判事件の運用	9
(2) 家庭事件の病理現象	12
(3) 問題発生の原因	12
5 裁判官等の増員の必要性	12
(1) 事件数の増加	12
(2) 必要とされる裁判官数	14
(3) 増員数のまとめ	16
(4) 裁判官評価アンケートなどからの合理性	17
(5) 国際比較からの増員必要性論	17
6 キャリア裁判官制度の問題点（質的問題）	18

(1) キャリアシステムの問題点	-----	18
(2) 改革の方向性	-----	19
(3) 弁護士会が提案する具体策	-----	20
7 簡易裁判所の統廃合問題と簡裁の役割	-----	20
8 弁護士過疎偏在問題	-----	21
(1) 弁護士偏在の状況	-----	21
(2) 弁護士過疎・偏在による司法アクセス障害解消の取組み	-----	22
第3 司法制度改革について	-----	22
1 裁判員制度の設計と運用	-----	22
2 法曹一元との関係	-----	23
3 法科大学院の設置	-----	24
4 司法修習制度の今後について	-----	25
第4 三重弁護士会の課題	-----	25
1 弁護士へのアクセス改善	-----	25
(1) 弁護士過疎対策についての日弁連宣言と理事会決議	-----	25
(2) 法律相談センター	-----	26
(3) 公設事務所について	-----	27
(4) 弁護士の業務広告のありかた	-----	27
(5) 報酬規定の簡素化	-----	28
(6) 広報活動	-----	28
2 法律扶助制度の拡充	-----	28
(1) 法律扶助制度とは	-----	28
(2) 法律扶助協会三重県支部の現状	-----	29
(3) 法律扶助制度拡充の必要性	-----	29
ア 国家予算の大幅拡充	-----	29
イ 対象事件の拡充	-----	30
ウ 対象所得層の拡充	-----	31
3 公的刑事弁護の拡充	-----	31
(1) 弁護の担い手について	-----	31
(2) 対象事件について	-----	31
ア 当番弁護士の現状	-----	31
イ 弁護士の担当件数	-----	32

(3) 対応策について	-----	32
ア 一人当たりの受任事件数	-----	32
イ 協力体制の必要	-----	32
4 法律事務所のあり方	-----	33
(1) 大型化，法人化	-----	33
(2) 隣接業種との提携	-----	34
(3) 個人事務所の意義	-----	35

はじめにー地域司法計画の策定にあたって

## 1 身近な司法

かつて、人が裁判にかかわるのは一生に一度あるかなしかだと言われたことがありました。しかも、裁判沙汰というと日本では敬遠されがちで、できれば避けて通りたいというのが一般の方々の認識ではないでしょうか。しかし、私たち法律を扱うことを職業とする者が日常業務を振り返ってみますと、法律トラブルは世の中の至る所で発生し、トラブルに巻き込まれる人の職業や地位、階層も実に様々で、トラブルのシーンも家庭、地域、仕事の現場を問いません。

こうした法律トラブルは社会経済状況の変化、人々の価値観、意識の多様化を背景にして近年とみに複雑化し、あらゆる社会や地域の隅々にまで拡散していく傾向が認められます。トラブルに至らなくて、裁判沙汰にならなくても、何らかの法律問題に直面することは決して非日常的なことではなく、現代社会に生きる私たちにとって身近なところに存在している法現象といっても過言ではありません。

教育、医療、福祉が身近な問題として意識されているのと同じように、本来法律、あるいは司法という分野も私たちの暮らしや仕事を支えるものとしてなくてはならない存在であることがわかりいただけるかと思います。

## 2 司法は市民のニーズに応えているか

法律問題が発生しても、どこに相談すればよいかわからない、専門の弁護士が見つからない、法律事務所の敷居が高い、費用がいくらかかるか不安、思い切って裁判に踏み切っても裁判に時間がかかりすぎる、裁判所でも言い分が理解されないなど、今、司法は十分に機能を果たしていないのではないかという疑問が呈されています。

社会経済システムがそれほど複雑ではなく、裁判も特別な地位や立場にある人々が起こすものであるとのイメージが強い時代にあってはそれほど強く意識されることはありませんでしたが、誰がいつどのような法的トラブルに見舞われるかわからない現代社会にあっては切実な問題となってきました。

社会は固定的なものではなく、時代とともに変遷し、日々刻々変化してゆくものですが、法的紛争も社会を色濃く反映するものであるにもかかわらず、その受け皿である我が国の司法システムが旧態依然では様々な場面で矛盾や制度疲労を起こし、司法が社会に追いついていない現象が生ずるのはむしろ当然の

ことだといえるでしょう。

また、今日既存の経済システムが破綻し、構造的経済不況が慢性化し、企業倒産が増大し、それにもなあって行政や企業活動のあり方が厳しく問われるようになった現在、私たちがこれらを立て直し、21世紀の活力ある社会を築いていくためには、公正で公平な法律による支配を社会の隅々にまで及ぼしていく必要があるとされています。特に現在の国の施策は、規制緩和、すなわち事前規制から事後規制へとシフトを変えつつあり、このような政策は市場原理、競争原理を推進していくものに他なりません。競争による摩擦から生ずる法的紛争を適切に処理できなければ弱者が犠牲にされかねません。

### 3 司法制度改革の目的

2001年（平成13年）6月政府の司法制度改革審議会は最終意見書を発表しました。ここでは3つの柱が立てられています。第1に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする、第2に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する、第3に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続きに参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める、というものです。そして、同年12月には内閣に司法制度改革推進本部が設置され、2002年（平成14年）3月から10の検討会で審議会の最終意見書に沿って具体的な改革案が検討されはじめています。2004年（平成16年）11月までには法制化されて随時実施されていく予定となっております。

要点は、司法は国民が利用しやすいものでなければならず、使い勝手をよくするために司法の利用を妨げていたこれまでの様々な制度障害を除くこと、司法を支える裁判官、弁護士、検察官等法曹人口を増大するとともに質を高めるための法曹養成システムを再構築すること、国民の統治意識や司法への信頼を高めるため国民の司法手続きへの参加制度を新たに設ける等となっております。

司法がこれまで果たしてきた役割には大変大きなものがあつたと理解しておりますが、他方、現代社会にそぐわなくなった不都合な制度疲労が生じていることも事実であり、新しい理念の下で真に国民による国民のための司法が実現できるよう期待したいものです。しかし、これを実現するためには司法予算の大幅な拡大がどうしても必要であり、市民の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

#### 4 司法制度改革は地方から

県民の皆様には司法をよりよく利用していただくため、三重弁護士会では津の弁護士会館に法律相談センターを設置し、2001年（平成13年）度には四日市支部会館を新たに設け、北勢地域の司法サービスの充実に心がけてきました。また、法律相談ネットワークを県下全域に広げるため名張市、熊野市に開設し、2003年（平成15年）1月には伊勢市、松阪市にも新設することにしました。また、刑事司法分野でも被疑者、被告人のための当番弁護士制度をもうけ、依頼があれば無料で48時間以内に弁護士を派遣する制度も軌道に乗せてきました。

しかし、これだけで県民の皆様のニーズに応えるものとは言えませんが、司法制度改革を機に原点に立ち返って足元から地域の特性に見合った法的サービスのあり方を考え、司法制度改革を地域に根付かせ、誰でもどこにいても等しく司法が利用できるような21世紀の地域司法環境造りの一助とするため、ここに地域司法計画を定めることとしました。

決して完成された計画ではありませんが、今後も見直しを進め、司法の理念が県下隅々にまで行き渡らせることができるよう努めていきたいと考えておりますので、広く県民の皆様からのご意見をお待ちしております。

2002年12月

三重弁護士会会長 伊藤 誠 基

## 第1 三重における司法の現状

### 1 地域の特徴

日本列島のほぼ中央，太平洋側にあり，紀伊半島の東部に位置し，県土は細長く，北勢，中勢，南勢，伊賀，東紀州地区に分けられます。山溪谷，川，海と自然に恵まれ，県土の3分の1以上が自然公園地域となっています。気候風土も穏やかで，伊勢神宮に代表される伝統ある文化・歴史に生まれ，東西日本の結節点として自然・社会条件に恵まれ，発展してきました。

三重県は，面積約5,776平方キロメートル，人口約186万人，就業人口中，第1次産業7%，第2次産業38%，第3次産業55%となっています。

北勢地域は，愛知県と隣接し，鉄道・道路の交通の便もよく，四日市市（人口約29万人）を中心に，比較的人口密度が高く，中勢にかけては，鈴鹿市（人口約19万人），県都津市（人口約16万人）と連なっています。北勢地域から，中勢地域，伊勢志摩地域は，近鉄の沿線であり，鉄道交通の便はよいのですが，東紀州地域及び伊賀上野地域は，やや鉄道交通の便が悪くなっています。

三重県全体の人口は微増ですが，北勢地域の人口増加率はやや高く，東紀州地域は過疎化の傾向にあり，また，前記のように，県都津市の人口が県下で三位となっており，産業商業の中心は，四日市市，鈴鹿市となっています。

### 2 裁判所の現状

#### (1) 裁判所の配置

津地方裁判所支部は，北から，四日市支部，本庁(津市)，松阪支部，伊勢支部，熊野支部及び上野支部があり，独立簡易裁判所としては，桑名簡易裁判所，鈴鹿簡易裁判所，尾鷲簡易裁判所(家庭裁判所出張所併設)があります。

なお，1985年（昭和60年）以降，亀山簡易裁判所，鳥羽簡易裁判所，大台簡易裁判所が，合理化のために廃止されました。

#### (2) 裁判官の配置

津地方裁判所（4名家庭裁判所兼務）	7名
津地方裁判所四日市支部（4名家庭裁判所兼務）	4名
津地方裁判所松阪支部（1名家庭・簡易裁判所兼務）	1名
津地方裁判所伊勢支部（1名家庭裁判所兼務）	1名



津地方裁判所熊野支部（1名家庭・簡易裁判所兼務）	1名
津地方裁判所上野支部（1名家庭・簡易裁判所兼務）	1名
	以上15名
桑名簡易裁判所	1名
四日市簡易裁判所	2名
鈴鹿簡易裁判所	1名
津簡易裁判所	2名(1名填補)
松阪簡易裁判所（地方・家庭兼務）	(1名)
伊勢簡易裁判所	1名
尾鷲簡易裁判所（地裁熊野支部・熊野簡裁兼務）	(1名)
熊野簡易裁判所（地裁熊野支部・尾鷲簡裁兼務）	(1名)
上野簡易裁判所（地裁・家裁上野支部兼務）	(1名)
	以上実質6名

(3) 事件数の推移

裁判所/事件	H8年	H13年
津地方裁判所		
民事・行政新受事件	2,376件	3,196件
刑事通常第一審事件	347件	530件
津地方裁判所四日市支部		
民事・行政新受事件	2,812件	3,539件
刑事通常第一審事件	248件	442件

(4) 裁判官数の推移

1996年(平成8年)から2001年(平成13年)に裁判官数に実質の増員はありません。従って、1996年(平成8年)以降、新受事件数が大幅に増加しているにもかかわらず、裁判官の増員は無く、裁判官の負担は増加しています。特に、支部においては、民事と刑事の兼務が多く、更に、家庭裁判所との兼務、場合によっては、簡易裁判所との兼務もあり、本庁に比べて、その負担は少ないとは言えません。家庭裁判所に、専任の裁判官が配置されるべきです。

3 弁護士状況

1950年(昭和25年)には、全国で5,804名の弁護士がおり、三重弁護

士会には、44名の会員弁護士がいました。従って、全国に占める三重弁護士会の会員数は、0.758%でした。

2002年（平成14年）には、全国で18,850名の弁護士がおり、約3.25倍の増加であるのに対して、三重弁護士会は73名と、約1.65倍の増加に止まり、全国に占める三重弁護士会の会員数は、0.388%と、ほぼ半減しています。

これは戦後、産業、文化、人口が東京一極集中化したために、弁護士も東京に集中したものと推測されます。

また、三重県下でも、弁護士は、津市（33名）及び四日市市（27名）に集中しており、逆に、東紀州地域（熊野支部管内）には2名の弁護士が事務所を開くにとどまっており、弁護士過疎の問題が発生しています。

近時の不況で、倒産関係事件（破産・民事再生）の増加は著しく、また、民事、家事事件も増加傾向にあり、社会の複雑化、地縁の希薄化によって法的紛争は増加し、弁護士への需要は増加傾向にあります。

## 第2 三重における司法の問題点

### 1 問題点検証の視点

私たちが三重における司法の現状を検証し評価する際の視点は次のとおりと考えています。すなわち、県民が自ら抱える法律問題について、「納得のいく手続き」で「妥当な解決が得られているか」、「権利の救済が得られているか」、いいかえれば、県民の裁判を受ける権利は守られているかということです。また、三重の司法は、「利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある」ものになっているかということです。さらに、バブル崩壊後、企業倒産や個人破産は激増し、家庭生活もさまざまな問題を抱えており、県民の人権状況は容易ではなく、その故にこれから激増が予想される司法需要に対応できるのかということです。

以下、裁判所の人的・物的拡充の必要性（量的問題）と裁判官のキャリアシステムの問題（質的問題）について述べます。

### 2 現在の裁判の問題点

#### (1) 裁判官評価アンケート結果から

2002年（平成14年）3月に三重弁護士会の会員を対象に行った「裁判官

評価アンケート」の結果から現在の裁判・裁判官の問題として次の問題点が指摘できます。

- a 「記録を読んでいないのではないかと思われる」
- b 「訴訟関係人に対し高圧的な態度をとる」
- c 「十分な審理（争点整理・証拠調べ）を行っていない」
- d 「判決書が説得的でなかった」
- e 「思い込みを持ち，それに固執する」

などの問題点が浮き彫りとなりました。

これらの問題点は，裁判官不足により生じる問題（aないしc）と裁判官の資質の問題（d，e）とに一応整理できます。しかし，いずれの問題点もその原因は両者が密接不可分に関連したものであるといえます。

## (2) その他の指摘される問題点

アンケート以外にも私たち弁護士や県民の方から寄せられる意見などを総合すると次のような裁判・裁判官の問題点が指摘できます。

すなわち，証拠調べ期日が，数か月後にしか入らない場合があること，和解成立の可能性がないことが明らかであるのに徒に多数回の弁論準備手続を入れる例があること，裁判所の都合により，頻繁に，判決期日が延期されることなどの「裁判遅延の問題」は，新民事訴訟法施行後も改善されずに残っています。

また，反対に，「迅速」ではなく「拙速」になっていることも多々見受けられます。例えば，訴訟の進行促進を重視するあまり，証人数を形式的に人数だけで絞ったり，尋問時間を制限したりなど十分な証拠調べが行われなかったり，あるいは証人尋問・鑑定・検証・弁論再開，さらには，本人尋問ですら，当事者や代理人の意見も聞かずにことごとく却下する例がありました。「負けてもいいから早くしてほしい」と思っている当事者は一人もいないのが現実であり，「迅速」と「拙速」とは混同してはなりません。「裁判の迅速化」は県民としても求めるところですが，「拙速な裁判」を求める県民は誰もいない事を肝に銘じなければなりません。「当事者の納得」という視点からは「必要な手続きは十分踏み，無駄な手続きは省く」という裁判官の基本的な姿勢が求められているのではないのでしょうか。

さらに，最近，判決書が新様式であるせいか，要件事実や証拠の引用がなくなり，心証が小説風に書いてあるだけで思考過程が見えないような乱

暴だと思われる判決，判決理由が不十分で代理人が本人に対して判決結果を説明できないような判決も目に付きますが，これでは当事者の納得は得られません。

このように，現状の裁判では改善しなければならない問題点が多々あるのが実情です。

破産事件と家事審判調停事件に関する問題点については次に項をあらためて述べることにします。

### 3 倒産事件の激増への対応問題

#### (1) 急激な倒産の増加

最高裁判所の司法統計年報によると，全国的な1989年（平成元年）の個人破産の申立て件数は9,190件でした。ところが，バブル崩壊後の1991年（平成3年）に倍増し，1996年（平成8年）に5万件台（56,494件）に跳ね上がり，1998年（平成10年）には10万件台（103,803件）に突入し，2001年（平成13年）にはついに16万件を突破し168,811件となりました。これらの自己破産事件の急増の原因は，クレジット・サラ金によるものがその大半を占めます。また，企業倒産件数は，バブルが崩壊した1990年（平成2年）には約7,000件，負債総額約2兆円でした。ところが，企業倒産は増加し，2000年（平成12年）には，倒産件数1万9000件，負債総額約26兆円と史上最悪になりました。

県内での状況は全国傾向と同様であり，三重県内の企業倒産件数（負債総額1000万円以上）は，1989年（平成元年）には50件程度であったものが，1993年（平成5年）以降100件を超える年が続き，1998年（平成10年）には200件，1999年（平成11年）には156件，2000年（平成12年）には173件，2001年（平成13年）には216件となり，負債総額もここ数年は400億～800億円となっており厳しい状況にあります（東京商工リサーチ津支店調，次頁「企業倒産状況」参照）。

#### (2) 急激な破産事件数の増加

この様な経済状況を反映し裁判所に申し立てられる破産事件の新受事件数は，次表の通り1989年（平成元年）には112件であったものが，2000年（平成12年）には1,000件を突破し，2001年（平成13年）は1,484件となり，89年（平成元年）の約13倍にまで激増しています。

## 企業倒産状況

単位：件数件 金額百万円

	件数	業種別倒産件数、負債総額												
		製造業		販売業		建設業		運輸・通信業		不動産業		其他業・その他		
		件数	負債総額	件数	負債総額	件数	負債総額	件数	負債総額	件数	負債総額	件数	負債総額	
99年	156	39,278	36	10,273	30	6,087	48	11,484	5	782	4	1,770	33	8,882
00年	173	41,985	34	11,631	60	10,092	43	10,157	9	1,430	2	300	25	8,385
01年	216	80,323	43	14,730	47	8,829	65	18,221	18	11,811	5	1,250	38	25,482
01年 9月	12	4,070	2	2,677	3	360	5	733	1	50	-	-	1	250
10月	17	7,078	2	2,551	5	920	6	632	2	2,740	-	-	2	235
11月	19	6,782	3	2,850	1	90	6	1,167	2	295	-	-	7	2,380
12月	13	22,572	1	30	5	2,392	4	1,680	2	470	-	-	1	18,000
02年 1月	19	6,452	1	100	7	1,217	7	4,855	-	-	2	220	2	60
2月	15	7,752	3	1,680	3	405	5	4,260	-	-	1	30	3	1,377
3月	22	2,733	2	40	10	748	3	711	1	54	1	350	5	830
4月	14	1,507	-	-	8	951	2	350	1	30	1	100	2	76
5月	20	7,830	4	430	3	375	7	2,220	1	55	5	4,750	-	-
6月	18	3,582	5	660	6	850	6	1,982	-	-	-	-	1	90
7月	25	44,746	6	2,640	1	200	11	2,186	2	60	2	2,120	3	37,540
8月	14	29,829	3	392	-	-	7	2,155	-	-	-	-	4	27,282
9月	13	1,263	-	-	6	700	5	518	-	-	-	-	2	45

### 【破産事件数の推移】

年	H1年	H5年	H10年	H11年	H12年	H13年
新受件数	112	349	1066	1099	1329	1484

（津地方裁判所管内）

また、2001年（平成13年）4月に施行された民事再生法に基づく申請件数も年々増加しています。

このような破産事件数の急激過ぎる増加と民事再生制度という新たな制度の運用については、裁判所書記官の負担にしわ寄せがいつているのが現状で、担当書記官は残業の連続です。

このように破産制度・民事再生制度はさらに活用されていくことが予想され、これに答えきれだけの裁判所側の人的・物的体制の拡充が緊急に求められています。

## 4 家事審判調停事件の問題点

### (1) 調停事件・審判事件の運用

三重県下の離婚件数は、次表の通りですが、一貫して増加し、1998年（平

成10年)以降3,000件を超え,2000年(平成12年)度は過去最高の3,549件に達しました(県勢要覧平成12年度版)。

【婚姻数及び離婚数の推移】

年次	婚姻件数	離婚件数
S.30	11,930	1,016
S.50	12,454	1,236
H.2	9,779	1,918
H.10	10,923	3,189
H.11	10,661	3,251
H.12	11,271	3,549

【家事調停受事件数の推移】

		津家 本庁	四日市 支部	松阪支 部	上野支 部	伊勢 支部	熊野 支部	尾鷲出 張所	合計
H8	調停事件総数	416	432	161	89	181	30	19	1328
	うち婚姻費用分担	9	15	4	1	3	0	0	32
	うち養育費	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち遺産分割	30	39	6	2	24	6	6	113
H9	調停事件総数	472	449	119	113	189	26	39	1407
	うち婚姻費用分担	15	15	3	0	5	1	0	39
	うち養育費	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち遺産分割	57	36	13	6	15	3	2	132
H10	調停事件総数	422	423	120	118	280	26	39	1428
	うち婚姻費用分担	13	12	2	1	4	0	1	33
	うち養育費	41	38	7	16	29	2	7	140
	うち遺産分割	31	32	9	7	35	4	3	121
H11	調停事件総数	512	490	152	157	193	37	28	1569
	うち婚姻費用分担	14	16	4	5	7	0	1	47
	うち養育費	65	38	21	15	19	6	0	164
	うち遺産分割	46	38	10	12	13	9	3	131
H12	調停事件総数	505	550	171	163	205	36	35	1665
	うち婚姻費用分担	19	26	7	1	9	1	0	63
	うち養育費	55	56	23	25	27	1	5	192
	うち遺産分割	33	37	7	9	24	5	2	117
H13	調停事件総数	534	507	183	172	200	32	40	1668
	うち婚姻費用分担	25	22	4	5	6	1	1	64
	うち養育費	71	63	17	22	18	0	5	196
	うち遺産分割	27	39	8	14	17	4	4	113

【家事審判新受事件数の推移】

		津家 本庁	四日市 支部	松阪 支部	上野 支部	伊勢 支部	熊枝 部	尾鷲 出張所	合計
H8	甲類審判事件総数	1071	1053	464	302	617	87	114	3708
	乙類審判事件総数	22	17	8	10	17	0	1	75
	うち婚姻費分担	1	0	1	1	3	0	0	6
	うち養育費	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち遺産分割	6	8	5	1	6	0	1	27
H9	甲類審判事件総数	1116	1076	386	355	588	127	140	3788
	乙類審判事件総数	23	17	8	12	15	1	8	84
	うち婚姻費分担	1	3	0	0	3	0	0	7
	うち養育費	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち遺産分割	7	4	1	5	3	1	1	22
H10	甲類審判事件総数	1234	1235	440	412	716	122	151	4310
	乙類審判事件総数	29	31	7	11	21	3	3	105
	うち婚姻費分担	0	4	1	0	2	0	0	7
	うち養育費	6	6	0	4	1	0	0	17
	うち遺産分割	10	6	3	2	5	1	1	28
H11	甲類審判事件総数	1290	1443	481	460	779	132	151	4736
	乙類審判事件総数	36	42	9	6	27	3	2	125
	うち婚姻費分担	2	3	0	0	2	0	0	7
	うち養育費	2	4	0	0	1	0	1	8
	うち遺産分割	4	7	1	1	9	3	0	25
H12	甲類審判事件総数	1430	1549	522	574	863	144	157	5239
	乙類審判事件総数	40	35	16	13	14	0	2	120
	うち婚姻費分担	6	4	0	2	2	0	0	14
	うち養育費	13	5	2	1	5	0	0	26
	うち遺産分割	3	5	3	5	1	0	1	18
H13	甲類審判事件総数	1702	1579	610	571	944	194	235	5835
	乙類審判事件総数	41	32	21	37	28	6	5	170
	うち婚姻費分担	7	4	2	2	4	0	0	19
	うち養育費	13	2	6	10	6	0	0	37
	うち遺産分割	7	3	1	9	5	4	1	30

このように離婚が増加する中、家庭裁判所に持ち込まれる夫婦関係事件も増加しており（上表参照）、今後も家庭裁判所の役割への期待が増すことは必然です。

ところが、婚姻費用についても審判を避ける（前提としての調査を避ける）ためか、調停の期間が長すぎたり、弁護士が代理人に付いていない事件では調停委員によっては一方的に女性に対し堪え忍ぶことを求めたりする例もあり、また、十分な財産分与・慰謝料額の提示がない事件でも訴訟

となれば100万円あるいはそれ以上の弁護士費用がかかり、期間も長期間となるので妥協して調停を成立させた方がいいと理不尽な説得をする例などがあります。

裁判官が調停の席に立ち会うことはまれであるため調停委員任せとなっているのが現状です。

## (2) 家庭事件の病理現象

他方、審判事件（特に遺産分割）等では、審判官（裁判官）の数が足りないため、審判官が調停委員会を構成するのは形だけで審判官は内容を十分把握する余裕がなく、当事者を的はずれに叱ったり、当事者の信頼を失わせるような審判官がいたりします。また、遺産分割事件等については、早期に審判に移行すれば、決着がもっと早くできると思われるケースについても、何年も調停を繰り返し、解決を遅らせている例もあります。さらに、家事審判事件の中には、審判に移行してから長期間が経過しても（この間格別の審理もないまま）審判がなされない例もあります。

反対に、当事者の意思を無視して拙速な指揮をする裁判官もあり、両当事者が望んでいないにもかかわらず一律に2年を経過している事件は調停成立の可能性がないとの理由で取り下げを強く迫ったり、裁判官の考える調停条件を呑むことを強引に迫ることがあります。審判に移行するのというのであれば一定の理解をすることも可能ですが、このような指揮は県民の望むものではなく改善が強く求められます。

## (3) 問題発生の原因

これら遅延と拙速の原因は、地方裁判所の裁判官が家庭裁判所の審判官を兼務せざるを得ず、家裁事件に専念集中できないことがその原因の主なるものです。また、家裁事件を経験してきた裁判官も少ないのが現状でこのような体制の改善が必要です。

## 5 裁判官等の増員の必要性

### (1) 事件数の増加

前記裁判所の現状で記載したように、三重県内の各裁判所では、事件数が大幅に増加しています。

次表は過去3年間の津地裁管内の民事・刑事通常事件数の推移です。



	H11年	H12年	H13年
民事・行政新受事件総数	9,751	10,471	11,554
刑事事件(通常第1審事件)	719	801	845
合 計	10,470	11,272	12,399

(司法統計年報)

事件数がこのように大幅に増加しているということは、社会の高度化・複雑化によって紛争が生じ易くなり、その紛争自体も多岐に渡り、複雑化していること及び公平・公正な解決を期待して司法を利用する人が増加してきていることなどによると思われる。この事件数が増加する傾向は日本の社会が事前規制型社会から事後監視型社会への転換を果たすことによりさらに拍車がかかることとなると思われる。

他方、裁判官は増加していません。つまりは、裁判官の負担が増えており、裁判官一人当たりの手持事件数は下記の表の通り津の本庁の裁判官では民事裁判官は237件の事件を恒常的に担当しており、比喩的に言えば「当事者の顔が見えない」状態となっています。地裁支部の裁判官は100件～140件ですが、民事事件以外に刑事事件や家事事件・執行事件・破産事件などを担当しており、忙しく働いており、丁寧な事件処理ができる余裕はありません。一裁判官が担当する平均持ち事件数、各裁判所の民事部・刑事部が抱え込む平均持ち事件数は、以下に見るとおり、飽和状態に達しているといえるのではないのでしょうか。

#### 【裁判官1人当たりの平均持ち事件数】

	裁判所	民事	刑事	合計
1	津本庁	237	92	
2	四日市支部	112	42	
3	松阪支部	112	7	119
4	上野支部	107	12	119
5	伊勢支部	121	19	140
6	熊野支部	52	6	58

(津地方裁判所による情報開示)

### 【各部の平均持ち事件数】

	裁判所	地・家裁 裁判官数	地裁民事事件数	地裁刑事事件数	民事・刑事合計
1	津本庁	6	474	183	657
2	四日市支部	4	336	126	462
3	松阪支部	1	112	7	119
4	上野支部	1	107	12	119
5	伊勢支部	1	121	19	140
6	熊野支部	1	52	6	58
	県内全体	14	1,202	353	1,555

(津地方裁判所による情報開示)

その結果、前述したとおりの裁判の問題を生んでいます。しかも、土曜日曜とも仕事をしている裁判官が約6割で、1日は休めたとする裁判官は約3割に過ぎず、裁判官の過重労働は慢性的なものとなっています。

その意味で、裁判官の増加は必須です。市民への法的サービスにとって重要な、裁判の迅速・分かりやすさ、納得のできる裁判などは、裁判官の数が確保できてはじめて可能となるのです。私たちは、後述するとおり、少なくとも三重県内の裁判官が2.5倍(14人から35人)となることを求めるものです。

#### (2) 必要とされる裁判官数

県下に裁判官増加の必要性があることは、これまでの検討で明らかになりました。では裁判官の増加が必要として、どの程度の増員が必要であるのでしょうか。ここでは、津地裁本庁及び各支部の事件数から、必要な裁判官数を試算してみます。そして、試算においては、審理の充実を図りつつ、他方で迅速な解決を図ることをも念頭において、試算することとします。

この試算は、日弁連司法改革実現本部・地域司法計画部会が作成した「地裁・家裁裁判官の必要人数の試算」(2002年6月作成)の計算方法に基づき必要とされる裁判官の数を試算したものです。

この試算の考え方を要約すると次のとおりです。

すなわち、後記「民事訴訟の計量分析」の調査結果を基に現在の事件処理を前提とした場合の一事件あたりの平均所要時間を算出し、それに、必要と思われる証人尋問と検証を実施するという修正を加えて、当面あるべきと思われる一事件あたりの所要時間(平均661分＝約11時間)を算出しました。(なお、弁護士の感覚からすれば平均審理時間が短すぎるという印象を受けられると思いますが、これは「答弁なし事件」が全体の3分の1以上を占め、この存在が平均審理時間の算定にあたって平均値を大きく引き下げているからです。また、反対に、この時間数は下記「民事訴訟の計量分析」の調査結果を基に現在の一事件あたりの平均所要時間を算出した「平均490分」に比較して多すぎるという批判があるかも知れません。しかし、この現状の平均490分時間を前提とすることは、人証採用を制限して陳述書で代用する、検証をほとんど実施しないなどの現状の審理を容認する結果となるという問題がありますので、弁護士会が最低限必要と思われる証人尋問や検証を行うという修正を加えて、当面あるべきと思われる一事件あたりの所要時間「平均661分・約11時間」を算出したものです。)

他方、裁判官が1年間に民事事件処理に使える時間「年間1102.5時間」を算出し、これを前述した1事件あたりの所要時間で割って、一裁判官が年間に処理できる事件数「100件」を出しました。(なお、この裁判官が民事事件処理に使える時間は年間の裁判官の執務時間を1575時間として算出したものです。この時間は民間企業の実態などに比べて良すぎるという意見もありえますが、残業を前提として労働者数を抑えている民間の労働実態こそ改めるべきであると考えられること、ドイツの裁判官の1年間の推定勤務時間は1345時間とされていることなどを考慮して前記数値を用いたものです。)

そして、各地裁本庁支部に来る事件数を、一裁判官が年間に処理できる事件数(100件)で割って、さらに判事補と合議体審理に必要な裁判官数を加えたうえで、それぞれの地裁本庁・支部ごとの必要な裁判官数を算出したものです。

刑事部裁判官の必要人数は、現状が、刑事部裁判官数は民事部単独裁判官数の約6割(民事部裁判官数全体の約4割)と考えられることから、端数切り上げ前の民事単独裁判官の6割として算定しました。

家裁裁判官の必要人数は、現状が、家裁の裁判官数は民事部単独裁判官

数の約3割と考えられることから、端数切り上げ前の民事単独裁判官の3割として算定しました。

なお、利用した資料は、最高裁の司法統計年報の平成10年度版です。地裁支部ごとの新受件数は、民事通常事件、人事事件、手形事件、控訴事件、再審事件、行政事件の合計を利用しました。また、一事件処理に要する時間の前提となる資料は、基本的に民事訴訟実態調査研究会の編集にかかる「民事訴訟の計量分析」（商事法務研究会発行、2000年2月28日発行初版第1刷）に示されている数値を利用しました。これはこの調査は、全国8カ所の高裁所在地の地裁本庁において、1995年（平成7年）に実施され、基本的には1991年（平成3年）新受事件の既済事件のうち200件、但し、東京と大阪については350件の確定記録に基づいて調査したものです。

詳細は日弁連司法改革実現本部・地域司法計画部会が作成した「地裁・家裁裁判官の必要人数の試算」（2002年6月作成）をご参照下さい。

【必要とされる裁判官の数の試算結果】

裁判所	事件数	民事 単独	合議加算	判 事 合計	判 事 補	民事 合計	刑事	家裁	必要な 裁判官数	現状の 裁判官数
津本庁	530	6	1.32	7	2	9	3	2	14	6
四日市	386	4	0.96	5	1	6	3	1	10	4
松 阪	115	2	0	2	0	2	0	1	3	1
上 野	100	1	0	1	0	1	1	0	2	1
伊 勢	173	2	0	2	0	2	1	1	4	1
熊 野	73	1	0	1	0	1	1	0	2	1
合 計		16		18	3	21	9	5	35	14

(3) 増員数のまとめ

津地裁において、民事事件に必要な裁判官数は上記試算の一覧表の通りです。上記のデータをまとめますと、津地裁に必要な裁判官数は民事事件に21名、刑事事件に9名、家事事件に5名となり、合計で35名の裁判官が必要となります。これに対し、現状の裁判官実数は14名（津地裁本庁の所長裁判官は家事事件を担当してはいるが司法行政に費やす時間がほとんどであると考えられるため人数からは除外してある）ですから、裁判官数は約2.5倍の増員が必要との結論に達します。そして、この結論は、1998年（平

成10年)以降も事件数が増えている状況から、現在でも変わらないばかりではなく、破産事件の急増などの事態からすると更に増員が必要であると言えます。

(4) 裁判官評価アンケートなどからの合理性

前記した2002年(平成14年)3月に三重弁護士会の会員を対象に行った「裁判官評価アンケート」の結果からも裁判官の増員の必要性は根拠づけられます。同アンケート結果で比較的良好な結果となった裁判官は一様に支部の裁判官であり、特に、非常に評価のよかった上位1位・2位の裁判官は事件数の比較的少ない支部の裁判官でした。この評価は、同支部の裁判官の個人的な資質の点が影響していることも確かではありますが、一様に支部の裁判官が上位を占めたことは単に裁判官の個人的資質の問題を越える手持ち事件数との関係があることを否定できません。前記上位1位・2位の裁判官の手持ち事件数と前記試算の事件数とは合理的な関連性があるといえましょう。また、現職裁判官からも、すべての裁判官が今の手持ち事件数、処理件数が半分程度になればもっと納得の得られる審理、判決ができるのという強い願望を持っているとか、裁判官の数を倍増すべきだとの声が上がっていることから増員の必要性は根拠づけられます。

(5) 国際比較からの増員必要性論

諸外国の法曹人口は次のとおりです。

【各国法曹人口比較表】(ただし、97年当時の統計数字による)

国名	人口(単位: 万人)	裁判官 (括弧内は簡 裁判事以外 の裁判官)	検察官(括弧 内は副検事 以外の検察 官)	弁護士	各1人当たりの国民数		
					裁判官	検察官	弁護士
日本	12616	2919 (2113)	2193 (1274)	16853	43222 (59709)	57531 (99031)	7486
アメリカ	26933	連邦1713 州28694	連邦4769 州24483	906611	連邦157229 州 9386	連邦56476 州 11001	279
イギリス	5201	3215	2086	77527	16177	24933	671
ドイツ	8182	20999	5211	91517	3896	15701	894
フランス	5827	4591	1367	29395	12692	42626	1982

弁護士の数が少ないことについては弁護士会も増員することに賛成の立場をとりました。しかし、裁判遅延の問題を克服し、納得のいく裁判を実現するにはこれまで検討したとおり裁判官を増員しなければ実現しません。この観点から裁判官の人数の国際比較をみてみますと、日本は簡裁判事を入れても裁判官1人に国民4万3222人であり、アメリカの州の1/4以上、フランスの1/3.4、ドイツの1/11でしかありません。

このように圧倒的に人数が少ない現状はどうしても克服しなければならない課題といえます。

## 6 キャリア裁判官制度の問題点（質的問題）

### (1) キャリアシステムの問題点

キャリアシステムの問題点は大別すると次の2つの問題に集約されるのではないのでしょうか。

1つは、行政訴訟・行政相手の国家賠償訴訟・公害環境事件・刑事事件にみられる極端な司法消極主義の問題点です。憲法は国民の基本的人権を厚く保障するとともに、それが侵害された場合の救済を裁判所に強く期待しています。とりわけ、行政事件に対する裁判権や違憲立法審査権を付与して、行政や立法に対するチェック機能、憲法の番人としての役割を求めています。ところが、裁判所の現状は憲法が期待したこのような役割を果たしているとは到底言えません。裁判所は上記事件などにおいて、一部の例外を除き国や行政寄りの判断を下し、国民の人権救済を拒否してきましたし、刑事事件では再審無罪事件などが典型的なように捜査機関の違法な取り調べなどに対してこれに目をつむり、無罪判決を出すことに極めて消極的であることにより被疑者・被告人の権利救済を否定してきました。憲法が問題となった事件でも立法や行政に追従して憲法解釈・判断に対して消極的姿勢を取り続け、憲法に照らして立法や行政をチェックするという役割を十分に果たしてきませんでした。これは、最高裁事務総局による中央集権的官僚統制と国民的基盤の弱さにより生じる問題点であると言えるのではないのでしょうか。

2つ目の問題点は、裁判官の社会経験不足、市民的自由が制約され市民から遠い存在となり、さまざまな経験が不足していることにより、一般人

の不合理な行動や被害者の痛みが十分に理解できない弱点です。三重県でも多くの被害者がでた豊田商事事件などにおいて、何度も頼まれれば断ることができないお年寄りの非合理的行動についても、裁判官は合理的に行動する人間を前提にしか考えないという問題があったり、契約書は読むのは当たり前と考え、契約書に記載があれば実際にはその説明を受けていなくとも説明を受けたはずだと判断してしまう傾向にあります。さらに、被害を受けた被害者の立場に立って、その痛みを理解しようとする姿勢に欠ける面があります。

反対から言えば、ハンセン病国賠訴訟の熊本地方裁判所の判決が「画期的だ」と高く評価されたのは、司法の現状・キャリア裁判官の抱える問題点が前述のとおり存在するからではないでしょうか。言うまでもなく司法は一般的な行政行為の適否ではなく個別事件に対する適法性について判断をするものですから、他の事案へ影響があり得るということで判決の他への影響の重さを考え過ぎる必要はないのです。

## (2) 改革の方向性

司法審中間意見は、国民が求める裁判官像として「人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官」「法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟当事者の話しに熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようとする裁判官」「何が事案の真相であるかを見抜く洞察力や、事実を適格に認識し、把握し、分析する力を持った裁判官」「人の意見をよく聴き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断をもたず公正な立場で間違いのない判断をしようとするような裁判官」といった意見を紹介し、少なくとも裁判官は、「法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていること」が望ましいと述べています。

ここで論じられているのは、当事者と接する下級裁判所の裁判官のことであり、それなりにうなづけるものですが、しかし、それにとどまっていたら、国民が求める裁判官としてはふさわしくないでしょう。私たちが求める裁判官とは、裁判官独立の気概を持ち、「憲法と法律にのみ拘束され」、行政の行き過ぎを厳しくチェックしたり、違憲立法審査権の行使を積極的に行う姿勢を持った裁判官です。また、裁判官の市民的自由の行使に意欲をもち、節度を持ちながらも市民と接触する裁判官であってほしいもので

す。激動の時代である今、価値観はますます多様化しており、最高裁判例があったとしても、具体的事案を通して絶えず見直しをする気概を持って法律上の決断をする裁判官が求められているといえるでしょう。

### (3) 弁護士会が提案する具体策

具体的には次のとおりの改革を実行する必要があるのではないのでしょうか。

a 多様で豊かな知識・経験を備えた判事を確保するために、すべての判事補が裁判官の職務以外に他の法律専門家としての経験を積む仕組みを整備します。

裁判所という狭い社会の中だけで過ごす裁判官には、市民感覚にマッチした適正な裁判を期待できないことがあります。市民の代理人や弁護人として市民の目線でものを見る弁護士の経験こそ、人権意識と市民感覚の豊かな裁判官になるために必要です。

b 裁判官の任命過程に国民の意思を反映させるための機関の設置。

c 裁判官の人事評価の透明化と客観性の確保。

裁判官は自己の良心に従い、独立して裁判を行うことが求められています（憲法76条3項）。裁量の余地の大きい人事評価によって給与や処遇が左右されると、裁判官の独立が脅かされかねません。そこで、人事評価の透明さや客観性を確保して、市民の期待に応えられる裁判官制度を造ることが必要なのです。

## 7 簡易裁判所の統廃合問題と簡裁の役割

1984年（昭和59年）8月、最高裁の申し入れにより日弁連との間で「裁判所適正配置問題」具体的には簡裁の統廃合が三者協議の議題とされました。弁護士会は、簡裁をめぐる状況について、自治体、商工会の意見も含めた実態調査を行い、各界からの意見が、批判ないし反対に集約されたのを踏まえ、独立簡裁の整理統合構想は、簡裁の「駆け込み裁判所」としての固有の存在目的を失わせるものとして反対しました。

三重においても、統廃合の対象簡裁として亀山簡裁・大台簡裁・鳥羽簡裁の3つの簡裁があげられました。しかし、弁護士会の反対にもかかわらず1989年（平成元年）に廃止が実行されました。

簡易裁判所は、「法の支配」を社会のすみずみに行き渡らせ、国民の人権を



保障しようとする戦後の司法改革の1つの柱であり、家庭裁判所の設置とともに、身近な司法を実現しようとするものでした。12在った三重の簡易裁判所の内、4分の1に当たる3つの簡裁が廃止されてしまったのです。

司法審の意見書にも簡易裁判所が「国民により身近な特質を有することを十分に活かす」ことが指摘されており、地方の住民が司法にアクセスする一番身近な存在である簡易裁判所の意義を再確認する必要があります。

## 8 弁護士過疎偏在問題

### (1) 弁護士偏在の状況

私たちは、地方裁判所の支部の管轄区域内に弁護士が10名以下しかいない地域を「弁護士過疎」地域と呼んでいます。わが国では、都市部に多くの弁護士が活動の拠点を置く傾向にありますが、その反面で、このような弁護士過疎地域を多数生じさせています。

法的な紛争は、全国どこでも起こりうるものですが、その人がどこに住んでいるかによって、弁護士へのアクセスが容易か否かが決まるというのでは、司法の重要な役割である権利の実現という機能は充分とはいえません。すなわち、弁護士が少なくそして偏在しているために県民の裁判を受ける権利が実質的に保証されていないのではないかと、これが弁護士過疎偏在問題の本質です。次に弁護士過疎偏在状況を見てみます。

#### a 【中部ブロック内での偏在状況】

	単 位 会	県の人口 (約人)	弁護士数(人)	弁護士1人当の人口
1	名古屋(愛知県)	6 8 7万	8 3 9	0.8万
2	金沢(石川県)	1 1 7万	7 9	1.4万
3	福井県	8 2万	4 0	2.0万
4	富山県	1 1 2万	5 0	2.2万
5	岐阜県	2 1 0万	8 6	2.4万
6	三重県	1 8 5万	7 3	2.5万
	中弁連全体	1 3 9 3万	1 1 6 8	1.2万
	日弁全体			0.7万

(弁護士数は2001年4月現在)

上記一覧表のとおり全国平均と比較すると三重は1 / 4程度の弁護士

数であり、愛知県と比較しても同程度であることが判ります。この原因は、前記した弁護士が都市に偏在することによるものです。しかし、その他の福井県・富山県・岐阜県と比較しても三重は最も弁護士が過疎状態の県であることが判ります。

b 【三重県内での偏在状況】

	裁判所	管轄自治体の人口	弁護士数	弁護士1人当
1	津本庁	54万	35	1.5万
2	四日市支部	56万	27	2.1万
3	松阪支部	20万	4	5万
4	上野支部	18万	3	6万
5	伊勢支部	27万	3	9万
6	熊野支部	10万	2	5万
	県内全体	186万	74	2.5万

(数字は2000年6月時点のもの)

では次に三重県内で過疎偏在状況を見てみることにします。上記一覧表のとおり津管内と四日市支部管内は県平均を下回っていますが、その他の支部管内は5万人から9万人に1人の弁護士しかいません。松阪・上野・伊勢の各支部は他の支部あるいは他県の弁護士へのアクセスが比較的容易ですが、熊野支部は津の弁護士へのアクセスにも往復4時間を要し多くの障害を抱えています。したがって、地理的状況や交通手段との関係を加味すると熊野支部管内の弁護士過疎状況が最も深刻です。次に述べるとおり平成14年6月に公設事務所を開設しましたが、未だ不十分であることは誰もが認めるところです。

(2) 弁護士過疎・偏在による司法アクセス障害解消の取組み

弁護士偏在による市民の司法アクセス障害を解消するため私たちが取り組んできた法律相談センターの設置や公設事務所の設置に関する詳細は三重弁護士会の課題の項で述べます。

第3 司法制度改革について

1 裁判員制度の設計と運用

司法制度改革審議会の最終意見書は、刑事裁判について、広く国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働して、判決内容の決定に主体的・実

質的に関与し、有罪か無罪かの決定及び量刑を決める裁判員制度の導入を提言しました。

司法制度改革審議会がかかる提言をするに至った背景には、以前から、現行の裁判官のキャリアシステム及び判決内容に対して種々の問題点が指摘されていたことが挙げられます。すなわち、我が国の裁判官は、司法修習が終了した後、ただちに判事補として採用され、最高裁判所事務総局の監督下で、転勤や昇進を繰り返すキャリアシステムの中に置かれているため、一般国民との接点が少なく、そのせいか人権感覚が希薄で、社会常識と合致しないと認識される判決、刑事事件にあっては権利保釈を無意味化する刑事訴訟法の運用、供述調書の偏重、捜査機関に対する過度の信頼、弁護人立証に対する不当な制限など、裁判官の現状、訴訟指揮、判決内容に対して問題点が指摘されてきました。

そこで、司法制度改革審議会では、裁判所に国民の良識を反映させる制度として、裁判員制度を提言したものです（日弁連自体は、アメリカやイギリスで採用されている陪審制度の採用を主張していました。）

新しい制度のもとで、裁判員や裁判官の人数をどのように定めるのか、裁判員制度の導入に伴い、現行の刑事訴訟法をどのように改正するのかなどの詳細は、今後さらに検討課題とされており、具体的な中身は未だ全く決まっていない状態であり、今後の動向に注目しなければなりません。

特に、最大の問題は、裁判員と裁判官の人数を如何に定めるかという問題でしょう。この点については、最高裁案と日弁連案が対立している現状ですが、国民から無作為に選別された裁判員と職業刑事裁判官とでは、裁判手続きに関与した経験に著しい隔りがあるため、裁判員が自分の意見を遠慮なく発言できるような環境にするためには、少なくとも裁判官の3倍程度の裁判員を確保する必要がありますし、評議の方法にも工夫が必要となります。また、制度実施後一定年数経過後に、現行制度の問題点を審議討論して、より裁判員が実質的に審理に関与できる環境整備の努力を惜しんではならないと考えます。

なお、三重弁護士会においても、裁判員制度の意義や具体的な制度構想について議論を深めるとともに、県民に対する広報活動の一環として、2003年(平成15年)6月14日に四日市市内で裁判員劇の実施を予定しています。

## 2 法曹一元との関係

法曹一元という概念は多義的に使用されていますが、ここでは「裁判官の採用を専ら弁護士経験者に求めるシステム」という意味で使用します。

日弁連は、1999年（平成11年）4月、日弁連司法改革推進センター内に法曹一元推進本部を設置し、同年10月20日法曹一元要綱試案を策定し、それを受けて同年12月には、司法制度改革審議会においても、法曹一元を検討課題として設定し審議されました。このように法曹一元制度の導入の可否が司法制度改革審議会において検討課題とされた背景には、裁判員制度の項目で指摘したような現状の裁判官や裁判制度に対する問題点が根底にあり、基本的には裁判員制度が提言されたのと同じの視点に立脚するものです。

ただし、臨時司法制度調査会の結論（意見書48頁）は、「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるのならば、わが国においても一つの望ましい制度である。しかし、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。したがって、現段階においては法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分な配慮を払うべきである。」と述べるにとどまり、現時点での法曹一元制度の導入については消極的な意見となっています。

もっとも、現状の裁判官や裁判制度に対する批判は、決して的はずれの指摘ではなく、弁護士会として現在の裁判制度を改革していくという気概を失ってはならないと考えます。当面の課題としては、弁護士任官の人数を拡大し、優秀な弁護士を安定的に裁判官に任官させるシステムを構築する必要があります。また、現在、「弁護士任官等に関する協議会」において議論されているような非常勤裁判官制度の創設は、法曹一元実現に向けた第一歩になるでしょう。

三重弁護士会においては、これまで弁護士任官者が皆無の状態であり、将来的には弁護士任官第1号の誕生が期待されており、会内では、弁護士任官推進委員を設けて、弁護士任官の推進に努力しているところです。

### 3 法科大学院の設置

司法制度改革審議会の意見書には、司法制度の充実強化のためには、質量ともに充実した法曹を確保することが重要であり、法曹養成制度のあり方についても提言しています。

提言によると、従来の司法試験による「点」による選抜だけではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた法曹教育が必要だとして、新たに法曹教育に特化した「法科大学院」の設置を提言しています。確かに、従前の司法試験制度の下での受験勉強は、基本書の読み込みや、論証パターンの暗記を中心とした座学中心になりがちであり、司法試験で

法曹人としての適格性を判定できているのか否か疑問がないわけではなく、司法制度の改革に合わせて試験制度の改革にも着手すること自体は歓迎されるべきでしょう。ただし、法科大学院において、従来の受験勉強にかわる教育を如何にして行うのか、講師をどのように確保するのなど残された問題点は山積していると言わざるを得ません。

現在、愛知県においては、名古屋大学等6大学が法科大学設置構想を有しているところですが、残念ながら三重県内では国公立大学、私立大学ともに法科大学院設置は構想されていません。ただし、将来的に、三重県内に法科大学院が設置する構想が持ち上がった暁には、三重弁護士会としては協力を惜しむものではありません。

#### 4 司法修習制度の今後について

現在の司法修習制度は、戦後55年間の実績を持ち、先人達の努力によって画期的な成果を挙げてきました。このような現行の司法修習制度の良さを生かしつつ、新制度との連携を如何に確保するかが難しい問題です。

また、三重弁護士会としては、現在毎年6名の修習生を受け持ち、司法修習委員会所属の弁護士が修習担当を受け持っていますが、修習担当以外の弁護士との接点が少ないこと、修習生が県内に残らず、都市の弁護士会に就職してしまうという問題点が指摘されています。今後、三重弁護士会として、受入れ修習生の増加も予定されており、修習生を如何にして地元に着させるかの努力と工夫が求められています。

### 第4 三重弁護士会の課題

#### 1 弁護士へのアクセス改善

##### (1) 弁護士過疎対策についての日弁連宣言と理事会決議

日弁連は、1996年（平成8年）5月、当面5年以内に地方裁判所・家庭裁判所支部の管轄区域内で弁護士がまったくないか、1人しかいない地域（いわゆる弁護士ゼロワン地域）に法律相談センターを設置するなどして、市民が容易に弁護士に相談し、依頼できる体制を確立することを宣言し、この実現のため、法律相談センターの設立、公設事務所の設置、弁護士定着支援というスキームにより、弁護士過疎問題の解消に向けて全力で取り組んでいます。また、これら過疎地の公設事務所や法律相談センターの運営などを財政面で援助するため、日弁連では全国の弁護士から特別会費を

徴収し、活動財源としています。

そして、日弁連は、上記宣言の5年の期限が終了した2001年(平成13年)5月、日弁連理事会において宣言をさらに一歩進める「司法サービスの全国展開に関する行動計画」を決議し、ゼロワン地域や全ての地方裁判所支部地域への法律相談センターの設置、弁護士過疎地域への公設事務所の設置、ゼロワン地域への弁護士定着の推進、弁護士過疎地域の公設事務所に協力する法律事務所の設置、の4つを具体的目標とし、この計画を達成するために全力をあげて努力しています。

## (2) 法律相談センター

市民の方が容易かつ気楽に弁護士にアクセスできるようにするためには、「いつでも、どこでも、だれでも」法的サービスを受けられる体制を整える必要があります。

三重弁護士会は、1987年(昭和62年)に津及び四日市に法律相談センターを設置し、法律相談を実施してきましたが、弁護士が不在又は少数の地域(いわゆる弁護士過疎地域)の住民にとって弁護士へのアクセスは容易ではありませんでした。

そこで、三重弁護士会は、津地方裁判所支部の存在する津(本庁)、四日市支部、上野支部、熊野支部、松阪支部、伊勢支部のすべての地裁支部管内に法律相談センターを開設することにし、1998年(平成10年)には上野支部管内の名張市に、2000年(平成12年)には熊野市に法律相談センターを開設し、2003年(平成15年)1月には伊勢及び松阪に法律相談センターを開設予定です。

法律相談センターでは三重弁護士会所属の会員が法律相談にあっており、三重弁護士会館本館(津)と四日市支部会館では、月曜から金曜の午後1時から4時まで、名張(名張福祉センターふれあい内)では毎週土曜の午後1時から4時まで、熊野(熊野市民会館内)では毎週金曜の午後1時から3時まで法律相談を行っております。また、開設予定の伊勢法律相談センター(伊勢商工会議所内)では毎週水曜の午後1時から4時まで、松阪法律相談センター(松阪商工会議所内)では毎週木曜の午後1時から4時まで法律相談を行うことになっております。

伊勢と松阪の法律相談センター開設により、津地裁支部管内にはすべて法律相談センターが開設されることになり、これにより地域住民の方にと

って弁護士へのアクセスが容易になることが期待されます。

### (3) 公設事務所について

市民の方にとって、弁護士による法律相談は法的紛争解決の第一歩といえますが、法的紛争の解決のためには弁護士が受任し、解決に導く必要のある事件が多々あります。そのためには、地域に密着した弁護士活動をする法律事務所が必要であり、その方策として、公設事務所の設置が検討されてきました。

公設事務所とは、弁護士会が弁護士過疎地に法律事務所を設置し、任期制で常駐する弁護士を派遣し、地域住民に対する法的サービスを提供するものであり、全国各地で公設事務所が設置され、又は設置に向けて準備が進められています。

三重県においては、地裁熊野支部管内は2002年（平成14年）6月まで尾鷲市に弁護士1名しかいない「弁護士ゼロワン地域」でしたが、2001年（平成13年）5月12日の三重弁護士会定期総会で熊野市に常設型公設事務所を設置することを決議し、2002年（平成14年）6月10日、熊野市に全国で8番目、中部地区では初めての公設事務所「熊野ひまわり基金法律事務所」を開設し、公設事務所弁護士による弁護士業務をスタートさせました。

これにより、熊野地区管内の住民の方にとって弁護士へのアクセスがより容易になるとともに、地域に密着した弁護士による法的サービスの提供が図られることが期待されます。

### (4) 弁護士の業務広告のありかた

市民の方が弁護士へのアクセスを容易にするためには、多くの弁護士情報を得られることが必要です。

弁護士の業務広告は、これまでは厳しく制限されてきましたが、2000年（平成12年）10月から原則自由となり、弁護士が自由に広告をすることができるようになりました。広告の自由化により、弁護士情報の提供が拡大されますと、市民の方にとっては、必要とする弁護士を得、あるいは選択するための情報が得やすくなり、弁護士に対するアクセスが容易になります。

しかし、他方で、誤った情報や誤解を招くおそれのある内容の広告は、市民の方の利益を害することにも繋がります。そこで、三重弁護士会では、弁護士広告調査委員会を設け、不適切な広告が提供されないようチェック

をしています。

また、市民の方にとっては弁護士の専門分野を知りたいという強い要望がありますが、「専門」の表示は市民の方に誤解を招きかねず、現在のところ表示はできません。日弁連では、専門の区分、専門認定制度の創設について検討がなされています。

#### (5) 報酬規定の簡素化

弁護士へのアクセス障害の一つに、弁護士報酬の分かりにくさが挙げられます。

弁護士報酬については、日弁連が報酬規定を制定し、三重弁護士会でも報酬規定を制定していますが、内容が複雑で市民の方にとって分かりづらいものとなっております。

三重弁護士会では、報酬規定を分かりやすく説明したパンフレットを作成することを検討しておりますが、今後の課題としては報酬規定自体の簡素化をする必要もあると思われれます。

#### (6) 広報活動

三重弁護士会では、これまでNTT電話帳タウンページ、年2回の新聞紙上の名刺広告で業務の広報を行ってきた程度でしたが、平成13年にインターネットのホームページを立ち上げ、ホームページ上で弁護士会の業務内容、法律相談の案内、弁護士費用、弁護士会活動等を掲載し広報を行うようになりました。法律相談センターの相談者にはホームページを見て相談に来られる方が徐々に増えつつあり、掲載内容をより充実させるよう検討を重ねております (<http://homepage3.nifty.com/miebar/>)。

## 2 法律扶助制度の拡充

### (1) 法律扶助制度とは

現在の複雑な法社会において、弁護士を訴訟代理人とせず当事者自ら法廷闘争を繰り広げることは、当事者にとっては極めて不利な結果を招致することになります。

しかし、経済的に余裕がないために弁護士に依頼することができず、「本人訴訟」を余儀なくされている方が大勢いるのも事実です。

裁判を受ける権利は、憲法により国民に保障された基本的人権です。本人訴訟の当事者は形式的には裁判を受ける権利を実現しているように見え



ますが、法律の専門家である弁護士を訴訟代理人としての的確な法的攻防を展開することができないという点で明らかに自己の権利実現の可能性が低められており、実質的には裁判を受ける権利自体が阻害されていると言えます。

かかる観点から、経済的に余裕がない方々でも、気軽に弁護士に依頼して法的紛争を解決できるよう創設されたのが法律扶助制度です。

従来は、日本弁護士連合会が中心となって設立された財団法人法律扶助協会が自主財源により法律扶助制度を運営してきましたが、2000年（平成12年）10月に施行された民事法律扶助法により、国家予算による運営が実現されました。

## (2) 法律扶助協会三重県支部の現状

法律扶助協会三重県支部の2001年（平成13年）度の実績は以下のとおりです。

### a 民事法律扶助事業

法律相談援助	287件
裁判代理援助	148件（うち自己破産が70件）
書類作成援助	28件（全て自己破産）

### b 少年付添人援助事業

4件

### c 刑事被疑者援助事業

11件

上記のうち、bとcは国費支出の対象外ですので、法律扶助協会三重県支部の自主財源（主として刑事贖罪寄付金）によって運営されています。

## (3) 法律扶助制度拡充の必要性

### ア 国家予算の大幅拡充

2000年（平成12年）10月より、国費によって民事法律扶助事業が運営されるようになったとは言え、その予算規模はまだまだ小さく、とても裁判を受ける権利を実質的に保障する内容にはなっていません。

法律扶助協会は、2001年（平成13年）度の予算として59億8000万円の要望を出しましたが、国が認めた金額は補正額を含めても28億5500万円にとどまりました。

2002年（平成13年）度予算についても66億円の要望を出しましたが、結局、国は30億円の予算しか認めませんでした。

要望額の半分にも満たない小規模な国家予算のため、十分な援助決定

ができず、各支部ごとに年間の援助決定数の上限枠を設定するという、憲法の精神とはおよそかけ離れた決断をせざるを得ない事態に陥っています。

特に、最も経済的に困窮しているであろう多重債務者については、厳格に決定件数に絞りがかげられ、しかも、三重県支部では原則として生活保護受給者に限らざるを得ない状況に至っており、県民の需要に全く応え切れていない現状です。

このような事態を受けて、三重弁護士会においても、2002年（平成14年）5月18日の定期総会において「民事法律扶助事業に対する抜本的財政措置を求める緊急決議」を全会一致で採択した次第です。

国民の需要に十分に応え得る予算規模がなければ、法律扶助制度の存在意義自体が問われかねません。

民事法律扶助法が施行された際、「相談登録弁護士制度」というものが目玉の一つでした。相談登録弁護士のいる法律事務所に行けば、無料で法律相談が受けられ、法律扶助の申込みもすぐにできるというものです。

しかし、国家予算が少ないがために、法律相談を無料で実施できる枠も限られてしまっているのです。法律相談料を払う余裕がない方々も現実には多数いらっしゃいますし、法律相談は法的紛争解決の第一歩ですので、間口の規模を小さくしてしまうのは納得のいかないことです。英国などでは法律相談援助の数は代理援助の数の5倍程度は確保すべきとされていますが、我が国では2倍にも満たない状況です。

国家予算の大幅拡充はまさしく急務であり、少なくとも予算規模を現状の2倍程度には早急に拡大する必要があります。国家予算で不足する財源については、各支部において自主財源を目一杯に使ってる状況ですが、このままでは完全に財政が破綻してしまいます。

もともと我が国においては司法の重要性に対する理解が乏しく、司法に関する国家予算は先進国では他に類を見ない小規模なものです。

法律扶助制度というものが憲法の精神に則った極めて存在意義の高いものであるという点に対する理解を深め、国家予算が早期に拡充されるよう精力的に働きかけていきたいと考えています。

## イ 対象事件の拡充

現在，国費が支出される法律扶助事業は民事事件のみです。

前述のとおり，少年事件や被疑者段階の刑事事件は法律扶助協会が自主財源によって援助を実施しています。しかし，各支部の自主財源も破綻寸前であり，これらの事件も国費によって賄われることが必要です。

被疑者段階の刑事事件については，近い将来，国費によって賄われることが実現される見込みとなりました（「公的刑事弁護の拡充」参照）。

#### ウ 対象所得層の拡充

現在，法律扶助事件を利用できる国民の所得層は，下から 2 割程度だと言われています。しかし，この基準は，諸外国の法律扶助制度と比較すると著しく厳しい内容です。現在の基準を前提としても国家予算の規模が不十分である中，対象所得層を拡充していくのは現段階では早期に実現するのは難しい問題ですが，将来的には，下から 4 割程度の所得層であれば利用できる制度とすべきだと考えています。

### 3 公的刑事弁護の拡充

#### (1) 弁護の担い手について

国費による被疑者弁護制度は，当面，当番弁護士が担うことになるでしょう。

但し，将来的には，単位会の実情を踏まえて，刑事専門弁護士集団を配置することの検討が必要です。

#### (2) 対象事件について

身柄拘束事件全件を対象とする場合，三重弁護士会の当番弁護士の現状と三重県の勾留件数とを比較しますと，各当番弁護士の負担が過重となる虞があります。

#### ア 当番弁護士の現状

登録数 40 名（参考，会員数 73 名）

体制 土日は，全件当番弁護士が対応，右以外は，毎日，北部 1 名，南部 1 名が各担当

当番弁護士出動件数

(H5～H14)

年度	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年
件数	50	81	176	167	110	99	124	235	368	435

イ 弁護士の担当件数

勾留件数 1,299件

当番の担当件数 32.5件

単純に勾留件数を当番登録数で除しますと、一人当たり、年間30件を越えることとなります。つまり、一月当たり、2.7件を担当することになり、過大な負担となる虞が大了。

(3) 対応策について

ア 一人当たりの受任事件数

まず、現状において、当番弁護士の登録(40名)と国選弁護士の登録(45名)とは、別個になされており、国費による公的弁護制度が被疑者段階にまで拡充された場合には、国選弁護として登録している弁護士は、当然のこととして、現状の当番弁護士として登録してもらう必要があります。

そうだとした場合、一人当たりの受任件数は、31.5件であり、さらに改善の必要があります。

イ 協力体制の必要

この予測に鑑みれば、単位会において、当番弁護士の登録数の増加を図る必要がありますが、新規登録の弁護士の増加を見込めず、また、当番登録数が上限に限りなく近く、この予測に従いますと、単位会としての対応には限界があります。

したがって、三重の場合、公的弁護制度が拡充されるについては、協力体制ないし対応策をとる必要があると思料されます。

具体的には、

単位会への新規登録弁護士の増加策

近年の合格者は、都会志向が強く、地方単位会への登録者が少ないように見受けられますが、単位会として、組織的に、かつ、積極的に、登録を呼びかける手立てを講じることができないか、検討する必要があります。

三重県の近隣県の協力体制の整備

名古屋(津以北までフォローする)、奈良(上野周辺をフォロー)の弁護士会の協力要請

ウ 将来的には、公設事務所の設置が必要となるのではないかと史料されます。

#### 4 法律事務所のあり方

##### (1) 大型化，法人化

現在，複数弁護士事務所の実態は，下記の状況です

弁護士 4 名 2 事務所

弁護士 3 名 3 事務所

弁護士 2 名 4 事務所

であります。

しかし，共同で対応すべき大型案件なるものは地方においてはあってもごくまれですので，結局は，個々の弁護士がそれぞれ自分の受任あるいは配点事件を担当しているのが現状のようです。

伊勢支部管内，松阪支部管内では，3名ずつの弁護士が個別事務所をもち対応してきていますので，1事務所に3名もの弁護士を要することよりも，当面は複数独立の弁護士が存在したほうが依頼者にも有益であり，弁護士の営業戦略上も合理的です。

他方，三重弁護士会以外の弁護士(多くは名古屋と大阪)が津地方裁判所管内にかなり進出してきており，その弁護士が所属する事務所が大型化している場合には，事務所の持つ力のイメージ戦略としてもある程度の複数弁護士事務所が求められることになるかもしれません。

弁護士広告が解禁され，益々広告が活発化すれば，依頼者が弁護士を選別する時代になり，強者は弱者を，都会が田舎を駆逐してくることは自由競争の論理的帰結であるから質の高いサービスを廉価で提供するためには必然的に弁護士事務所運営自体も能率の良いものに転化させてゆく必要性，すなわちある程度の複数弁護士事務所への移行は避けられない時代となると思われます。

三重において，法律事務所の法人化の情報は接していません。法人化する概念的な意味や必要性は理解するものの，弁護士1人2人の事務所が多い中で現実的な税金面のメリットなどもあまり無いようであり，法人化するだけの労力を注ぐ余裕がないというのが現状と思われれます。

本来弁護士はプロフェッショナルですから，おもに会社関係，行政の業

務など専門的に特化するなら別ですが、個人の悩みを相談し解決する業務が多い中では個人の能力、人格を前面に出すことのほうが重要で有意義のようにも考えられます。

## (2) 隣接業種との提携

日弁連業務改革委員会では、司法書士の簡裁代理権付与問題から発して、各地の弁護士会に対して研修の協力依頼が寄せられていると報告されています。

簡裁事件が控訴されて地裁事件に移行されますと、必ず弁護士に依頼が継承されてくることとなりますから、司法書士との提携についてルール化を行わないと報酬分配や倫理の問題が惹起すると考えられ、これらの問題にも対応してゆく必要性が主張されています。

三重県の場合、簡裁代理権を進んで行う司法書士は、控訴された場合はそのたびごとに別の弁護士を選んで事件を引き継ぐことはなく、おそらく気心の知れたいつもの決まった弁護士に事件を引き継ぐことになると予想されます。

本来事件は解決して初めて終了となるものであり、しかもその事件はいわゆる比較的低額であり、依頼者が司法書士に依頼するのはおそらく弁護士費用が高いと考えるからですが、弁護士が途中から事件を引き継いで正当な対価を請求するとすれば、依頼者は二重払いの感覚をもち、報酬面で不満が残る危険があります。はじめから弁護士に依頼したほうがむしろ安価だったと言うことになるかもしれません。

又、一審で勝訴したが控訴審で敗訴したという（比較的良くある）場合は、弁護士の力量が司法書士の力量より劣るとみられる恐れもあり、依頼者に対する責任問題がおきうる可能性もあるので簡裁事件の引継ぎについては消極な対応になる可能性があります。したがって、司法書士とのルールづくりの重要性は高いでしょう。

この他、司法書士との連携では、従来から言われているいわゆるワンストップサービスのメリットも指摘されていますが、三重県では、司法書士常勤の形態の法律事務所が一つありますが、完全な形の連携形態はこの外見当たりません。

三重県の司法書士事務所での営業の主力は、それぞれ独自のルートで有する銀行、不動産会社からの依頼事件によって成り立っており、現在のと

ころ、弁護士からの依頼案件はごく少なく、司法書士側から提携を求めるメリットがなく、おそらく現行の個々別々に依頼するという構造は変革されないものと思われます。

(3) 個人事務所の意義

前述したとおり、事務所の事件が、会社関係、特許関係等経済事案に特化すれば、スケールと協同作業の必要性が認められますが、事件の多くが個々の人間の法律的な悩みの相談に乗り、それを解決するというものなら、依頼者は、プロの弁護士個人を頼ってくるのですから、むしろ個人事務所の意義は十分にあるということが出来ます。

そして、依頼者の多くが、いまだ口コミに上って紹介されてくることが多い現状では、急いで事務所形態を変革するまでのことは無いと考えることも誤りではありません。

以上

編 集 委 員

浅尾光弘，板垣謙太郎，伊藤誠基，伊藤友一，加藤謙一，橋本勝利，平野 清  
降籟道男，森川 仁，横山慶志，渡辺伸二 以上

〒514-0032 三重県津市中央3 - 2 3

三重弁護士会

059-228-2232

<http://homepage3.nifty.com/miebar/>